

富山市カーボン・オフセット運営協議会 J-VER 販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、富山市カーボン・オフセット運営協議会（以下「協議会」という。）が認証取得したオフセット・クレジット（以下「富山市 J-VER」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等に販売することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) カーボン・オフセット 自らの温室効果ガスの排出量を認識し、まずはこれを削減する努力を行い、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。
- (2) オフセット・クレジット (J-VER) 制度 カーボン・オフセットに用いられることを目的に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を市場流通型のオフセット・クレジット (J-VER) として認証・発行する制度をいう。
- (3) J-クレジット登録簿システム オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づき発行されたオフセット・クレジット (J-VER) 等を管理し、その取得、移転及び無効化を行い、その経歴を電子的に記録するものをいう。
- (4) 保有口座 J-クレジット登録簿システムにおいて、オフセット・クレジット (J-VER) 等を取得しようとする者の申請により開設される、オフセット・クレジット (J-VER) 等を保有するための口座をいう。
- (5) 移転手続 J-クレジット登録簿システムにおいて、自らの口座に記載されたオフセット・クレジット (J-VER) 等を他者の口座に移転するための手続きをいう。
- (6) 無効化 オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。

(購入者の募集)

第3条 富山市 J-VER の購入者（以下「購入者」という。）の募集は、富山市ホームページ等により行うものとする。

- 2 富山市 J-VER の販売は、協議会が保有する数量の範囲内で行うものとし、前項に掲げる富山市ホームページ等で販売できる数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

第4条 富山市 J-VER の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第1号から第3号）を、持参又は郵送のいずれかにより協議会長に提出するものとする。

- 2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体、個人を対象外とする。
 - (1) 各種法令に違反している事業者、団体、個人
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体、個人
 - (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体
 - (4) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体
 - (5) その他、カーボン・オフセットの適正な実施が出来ないと認められる事業者
- 3 協議会長は、第1項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し富山市 J-VER の使用に必要な範囲において資料の提出を求めることが出来る。
- 4 最低販売量は1 t-CO₂ とし、1 t-CO₂ 単位で販売するものとする。
- 5 販売単価は別に定める。

(購入者の決定)

第5条 協議会長は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申請書類の内容を審議のうえ、購入者を決定する。

- 2 協議会長は、販売の適否について購入希望者に書面により通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 協議会長は、前条第2項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、購入者と取り交わすこととする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、富山市 J-VER の売買代金を、協議会長が別に定める期日までに、協議会長が指定する納付先に、振込手数料負担のうえ納付する。

(富山市 J-VER の無効化又は移転の時期)

第8条 協議会長は、購入者からの売買代金の払込を確認した後、J-クレジット登録簿システムにおいて、協議会の保有口座から販売したオフセット・クレ

ジット（J-VER）の無効化又は購入者が指定する保有口座への移転を行うものとする。

（証明書発行）

第9条 協議会長は、様式第2号により購入者が希望した場合、富山市 J-VER を販売した証とするため、富山市 J-VER の移転完了後に販売量を記載した証明書（様式第4号）を発行する。この場合、カーボン・オフセットに取り組む者（以下「取組者」という。）の依頼により仲介業者が購入者となる形態においては、希望があれば、様式第4号の証明書に替えて、取組者に対する証明書（様式第5号）を発行する。

（協議）

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議会長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、富山市を管轄とする裁判所を合意管轄裁判所とする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月12日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

年 月 日

（宛先） 富山市カーボン・オフセット運営協議会
会 長 藤井 裕久

（事業者（団体）名）

（代表者名）

（住所）

（電話番号）

富山市 J-VER 購入申込について

富山市 J-VER クレジットを購入したいので、次のとおり関係書類を添えて
申し込みます。

添付書類

- 1 富山市 J-VER クレジット購入申込書（計画書）（様式第2号）
- 2 事業者（団体）の概要調書（様式第3号）※個人の場合は不要
- 3 定款の写し又はこれに代わるもの※個人の場合は不要

富山市カーボン・オフセット運営協議会 J-VER 購入申込書（計画書）

購入希望者 (契約者乙)欄に記載される方	事業団体名 (個人の場合は不要)	
	代表者名 (個人の場合は本人氏名)	
	住所	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
	担当部署 担当者名 (個人の場合は不要)	
購入希望量	トン (t-CO ₂)	
購入目的		
非該当確認 (いずれかに○を付けてください。)	富山市カーボン・オフセット運営協議会 J-VER 販売要領第4条第2項各号に ア いずれにも該当しません。 イ 第 号に該当します。	
契約希望時期	契約日付を指定（ 月 日 ） ・ なるべく早く	
プレス発表等に関する希望	希望する公表内容、公表時期がありましたら記入してください。	
富山市ホームページでの掲載方法 (いずれかに○を付けてください。)	ア 社名等の固有名称を、ホームページで公表してかまいません。 イ 社名等の固有名称は、ホームページで公表しないことを希望します。 ※本協議会では、環境に関わる付加価値の二重使用を防止するため、富山市 J-VER クレジットの発行量、移転量及び無効化量をホームページに掲載することとしています。この公表に当たり社名等や購入目的等に抽象性を持たせる配慮が必要な場合は、この欄にその旨を記入してください。	
証明書の発行について(いずれかに○を付けてください。)	富山市カーボン・オフセット運営協議会 J-VER 販売要領第9条に基づく証明書の発行を ア 希望します。→仲介による購入の場合：カーボン・オフセットに取り組む者への証明書を希望する場合は、取組者をご記入ください。 イ 希望しません。 (取組者：)	

事業者（団体）の概要

名 称	<p style="text-align: right;">【設立年月： 年 月】</p>
所 在 地	〒 TEL
連 絡 先 (上記と異なる とき)	〒 TEL
代表者氏名	
担当者	氏名 TEL FAX E-mail
事業者 (団体) の概要	<p>※記載可能な項目について記入してください。</p> <p>従業員（会員）数： 資本金： 売上高： 経常利益： その他：</p>
活動概要	<p>※事業内容、活動拠点等を記入してください。</p>

証 明 書

様

富山市カーボン・オフセット運営協議会が発行するオフセット・クレジット（J-VER）を販売したことを証明します。

販売量 t-CO2

年 月 日



富山市カーボン・オフセット運営協議会

会長 藤井 裕久 印

証 明 書

様

上記の者が使用するオフセット・クレジットについては、
富山市カーボン・オフセット運営協議会が発行するオフセッ
ト・クレジット（J-VER）であることを証明します。

使用量 t-CO2

年 月 日



富山市カーボン・オフセット運営協議会

会長 藤井 裕久 印